

大阪府キャラクター広報方針について（概要）

【Ⅰ】趣旨・目的

- 多数のキャラクターが設置され、府政トータルの広報効果が発揮できない状況となったため、「大阪府キャラクター広報方針」を策定。
- 「大阪府広報担当副知事もずやん」をメインキャラクターに位置付け、府政広報に積極活用するほか、他のキャラクターのルールを設定する等、キャラクターの戦略的活用を図る。
- H27年4月1日から本格適用。

【Ⅱ】キャラクターの定義など

- キャラクターの定義
「自ら情報発信するか、または、名前が付いている、イラストや着ぐるみ。」と定義。

○キャラクターの分類

大阪府のキャラクター（69体（24組））を、次の3つに分類。

公式キャラクター

府が管理
モットキット、すこやん等
9体（6組）

準公式キャラクター

指定管理者等が管理
フルル、せりちゃん等
35体（11組）

関連キャラクター

実行委員会等が管理
安全くん、マウテ君等
25体（7組）

【Ⅲ】キャラクターの基本方針

	メインキャラクター「もずやん」	「もずやん」以外のキャラクター		
		公式キャラクター	準公式キャラクター	関連キャラクター
イラスト等	○府政だより、公式ツイッター等の主要媒体で積極活用。 ○万博公園等の施設でも活用。	○主要媒体での活用不可。 府の施設内のみで活用するグッズは可。 H26 にすでに活用していたものは、経過措置として継続活用、可。		○従来どおり活用 府政だより・府 HP・府公式 SNS は不可。
本体（着ぐるみ）	○知事出席行事・主要イベント等において積極活用。	○キャラクター設置目的と無関係のイベント等での活用不可。 それ以外のイベント等は、原則もずやんと共演。 ○原則として、着ぐるみ作成・再作成は不可。 H26 にすでに活用していたものは、経過措置として継続活用、可。		○従来どおり活用。
キャラクター新增設	——	○原則、不可。		○新增設した場合は府政情報室に情報提供。
民間企業等によるもずやん活用促進	○民間企業等が広く活用できるよう、具体的にルール化。		——	

【Ⅳ】府以外のキャラクター

- 府以外のキャラクター（国、他府県、民間企業のキャラクター等）についても、主要媒体やイベントでの活用を制限。



大阪府キャラクター広報方針

平成27年3月
大阪府

Create the future
of Osaka



【目次】

【Ⅰ】趣旨・目的について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【Ⅱ】キャラクターの定義等について・・・・・・・・	1
1. キャラクターの定義について・・・・・・・・	1
2. キャラクターの分類について・・・・・・・・	1
【Ⅲ】キャラクターの基本方針について・・・・・・・・	2
1. メインキャラクターの設定について・・・・・・・・	2
2. メインキャラクターの活用方針について・・・・・・・・	2
3. メインキャラクター以外の基本方針について・・・・・・・・	4
【Ⅳ】大阪府のキャラクター以外のキャラクターの 取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5

【Ⅰ】 趣旨・目的について

キャラクターは、これまでの間、大阪府政に関する広報に、幅広く活用されてきました。

しかしながら、平成 26 年 6 月に実施した調査・ヒアリングでは、42 組 92 体に上るキャラクターの存在が認められ、府政トータルとしての広報効果がうまく発揮されていない状況であることがわかりました。

このため、キャラクターを府政広報に戦略的に活用していくことで、今まで以上に府政の認知度を高め、より親しみやすく、身近なものと感じてもらえるよう、大阪府キャラクター広報方針を策定します。

この広報方針では、府政に関連するキャラクターの定義や分類を行い、整理するとともに、大阪府のメインキャラクターを設定し、キャラクター活用の統一的なルールなどを定めます。

【Ⅱ】 キャラクターの定義等について

1. キャラクターの定義について

この広報方針において、キャラクターとは、次のいずれかに該当するものをいいます。

○イラスト若しくは写真を加工した物その他のもの（以下「イラスト等」といいます。）又は着ぐるみその他のもの（以下「着ぐるみ等」といいます。）であって、当該イラスト等又は着ぐるみ等が主体的に情報発信するもの

○イラスト等又は着ぐるみ等であって、当該イラスト等又は着ぐるみ等の名称が設定されているもの

2. キャラクターの分類について

大阪府のキャラクターについて、次のとおり分類します。

（1） 公式キャラクター

府が直接に実施し、管理し、又は運用（以下「実施等」といいます。）する施策、事務事業又は施設その他のもの（以下「施策・事業等」といいます。）の広報の用に供するキャラクターであって、府が管理し、運用（以下「管理等」といいます。）するもの又はこれに類するものとして別表 1 に掲げるもの

（2） 準公式キャラクター

府が指定管理その他の方法によって第三者（指定管理者、地方独立行政法人その他の者をいい、以下「指定管理者等」といいます。）に実施等させる施策・事業等の広報の用に供するキャラクターであって、当該指定管理者等が管理等を行うもの又はこれに類するものとして別表 2 に掲げるもの

（3） 関連キャラクター

実行委員会その他の組織（府が負担金の支出その他の方法によって設置するものをいい、以下「実行委員会等」といいます。）に実施等させる施策・事業等の広報の用に供するキャラクターであって、当該実行委員会等が管理等を行うもの又はこれに類するものとして別表 3 に掲げるもの

【Ⅲ】 キャラクターの基本方針について

1. メインキャラクターの設定等について

(1) メインキャラクターについて

① メインキャラクターの設定について

府広報媒体の訴求力や、府が実施等する大規模イベント・公共活動などへの府民等の参加意欲を高め、府政の効果を最大限に発揮していくため、府としてのメインキャラクターを設定します。

メインキャラクターは、平成5年度に「なみはや国体（平成9年度開催）」のキャラクターとして誕生して以降、スポーツ振興をはじめ、府の魅力発信などの府政広報に幅広く活躍してきた「もずやん」とします。

また、より幅広い分野の施策・事業等の広報を推進するため、「もずやん」の家族を活用します。

② メインキャラクターの紹介

名前：もずやん

誕生日：10月8日（13歳）

職名：大阪府広報担当副知事（平成26年9月18日就任）

住所：大阪府中央区大手前2丁目府庁本館

将来の夢：いつかオオタカになりたい。

家族：おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、妹



2. メインキャラクターの活用方針について

(1) メインキャラクター（イラスト等）の活用について

① イラスト等の基本パターンなどについて

メインキャラクターのイラスト等については、府政の各分野の施策・事業等の広報に積極的に活用します。

このため、各分野に応じたメインキャラクター（家族を含みます。）のイラスト等の基本パターンを作成します。イラスト等の基本パターンやその具体的な活用方法については、別途、定めます。

② 主要な広報媒体における活用について

次に掲げる府の主要な広報媒体において、メインキャラクターを積極的に活用します。

i 府政だより

府政だよりにおいて、様々な施策・事業等を広報するため、メインキャラクターを活用します。

ii 府ホームページ

府ホームページトップページ及び同ページからワンクリックで遷移可能なウェブページ（バナー広告をクリックすることによって遷移するウェブページ又はフェイスブック、ツイッター若しくは職員

ブログその他の媒体であって、府が直接に実施等する施策・事業等に関するもの又は府が指定管理者等に実施等させる施策・事業等に関するものを除く。以下「府ホームページ」といいます。)において、メインキャラクターを活用します。

具体的には、バナーや大画像などにメインキャラクターを活用するほか、メインキャラクターが大阪の魅力や施策・事業等に関する情報を発信し、紹介するコーナーを設置・運用します。

iii 府公式SNS・職員ブログ

フェイスブック、ツイッター又は職員ブログその他の媒体であって、府が直接に実施等する施策・事業等に関するもの又は府が指定管理者等に実施等させる施策・事業等に関するもの(以下「SNS」といいます。)において、メインキャラクターを活用します。

具体的には、府公式フェイスブックにおいて様々な施策・事業等を広報するため、メインキャラクターが随時、登場します。府公式ツイッターでは、メインキャラクター自らが、情報発信します。また、大阪府庁職員ブログのタイトルに活用します。この他、メインキャラクターが情報発信するSNSを設置・運用します。

iv 府ムービーニュース等

府ムービーニュースのほか、ユーチューブ又はユーストリームその他の媒体を用いて不特定多数の者の閲覧の用に供する動画で様々な施策・事業等を広報するため、メインキャラクターが随時、登場します。また、メインキャラクターが施策・事業等を紹介するシリーズを運用します。

v ポスター・チラシ等

一定の枚数及び一定の個所数を超えて掲示し、又は、配布するポスター、チラシ、パンフレット若しくは広報紙その他の媒体で様々な施策・事業等を広報するため、原則として、メインキャラクターを活用します。

vi 周知・啓発用グッズ等

この項で掲げる他の広報媒体に当てはまらないものであって、様々な施策・事業等を周知・啓発するために作成し、又は、配布するもの(以下「周知・啓発用グッズ等」といいます。)について、原則として、メインキャラクターを活用します。

③ 府の主要な施設における活用について

府庁本館、府咲洲庁舎や万博記念公園など、府の主要な施設の案内用の掲示物などについて、可能な限り、メインキャラクターを活用します。

(2) メインキャラクター(本体)の活用について

知事が出席する行事や府が実施し、又は、運営に関与する主要なイベントなど(以下「主要イベント」といいます。)において、メインキャラクターを積極的に活用します(当該主要イベントの開催趣旨を損なうような場合を除きます)。

主要イベント等におけるメインキャラクターの動き方などについて、府民に親しまれ、受け入れられやすいものとなるよう、具体的なルールを別途、定めます。

(3) メインキャラクターの2.(1)・(2)に掲げるもの以外の活用について

メインキャラクターのイラスト等や本体について、2.(1)・(2)に掲げるもの以外の方法で活用しようとする場合(例:メインキャラクターに国や府の肩書等を付与する場合(すでに付与している場合を除きます)等)は、事前に府政情報室あて、ご相談下さい。

(4) 府以外の者によるメインキャラクターの活用について

府以外の者によるメインキャラクターの活用については、当該活用が府の実施等する施策・事業等に関連するなど、府政の推進に貢献する目的であるなどの場合には、広くメインキャラクターを活用することができるよう、具体的なルールを別途、定めます。

3. メインキャラクター以外のキャラクターの基本方針について

(1) 主要な広報媒体などでのメインキャラクター以外のキャラクター（イラスト等）の活用について

① 公式キャラクター関係

メインキャラクター以外の公式キャラクターについては、主要な広報媒体において、活用しないこととします。

但し、府が設置し、又は、管理する施設に係る周知・啓発用グッズ等であって、当該施設のみにおいて活用するものを除きます。

② 準公式キャラクター・関連キャラクター関係

準公式キャラクター又は関連キャラクターについては、以下のとおりの取扱いとします。

対象	主要な広報媒体でのキャラクター（イラスト等）活用
平成 26 年度時点で、すでに指定管理者等との協定等に基づいて活用している準公式キャラクター	府政だより・府ホームページ・府公式フェイスブック・府公式ツイッター以外の広報媒体については、従来どおり、キャラクターを活用することとします。
関連キャラクター	
上記以外の準公式キャラクター	公式キャラクターと同様のルールとします。

③ 各キャラクター共通事項

平成 26 年度末までに作成した主要な広報媒体については、継続的に使用することとします（主要な広報媒体の再作成や更新（大がかりなリニューアルを伴わないホームページの一部の更新やブログやフェイスブックなどの更新を除きます。）は、行わないこととします）。

真に止むを得ないものとして、主要な広報媒体でメインキャラクター以外のキャラクターを活用する必要がある場合は、事前に府政情報室あて、ご相談下さい。

(2) メインキャラクター以外のキャラクターの着ぐるみ等の活用について

① 公式キャラクター関係

i 着ぐるみ等の活用について

メインキャラクター以外の公式キャラクターについては、そのキャラクターの当初の設置目的と直接関係のないイベント等における活用（例：キャラクターが集合するイベントへの着ぐるみの参加、ゆるキャラグランプリへのエントリー等。）は、行わないこととします（報道機関からの取材依頼は除きます）。

なお、メインキャラクター以外の公式キャラクターを当初の設置目的と直接関係のある主要イベントに活用する場合は、原則として、メインキャラクターとともに活用するものとします（メインキャラクターの活用に関するスケジュールの調整が困難な場合などを除きます）。

真に止むを得ないものとして、メインキャラクター以外の公式キャラクターを当初の設置目的と直接関係のないイベント等に活用する場合は、事前に府政情報室あて、ご相談下さい。

ii 着ぐるみ等の作成等について

メインキャラクター以外の公式キャラクターについて、着ぐるみ等の作成又は再作成などは行わ

ないこととします。

② 準公式キャラクター・関連キャラクター関係

準公式キャラクター、関連キャラクターについては、以下のとおりの取扱いとします。

対象	キャラクター（着ぐるみ等）活用や作成など
平成 26 年度時点で、すでに指定管理者等との協定等に基づいて活用している準公式キャラクター	従来どおり、キャラクターを活用することとします。
関連キャラクター	
上記以外の準公式キャラクター	公式キャラクターと同様のルールとします（但し、府費を費やさずに行う着ぐるみ等の作成、又は再作成を除く）。

（3） メインキャラクター以外のキャラクターの 3.（1）・（2）に掲げるもの以外の活用について

メインキャラクター以外のキャラクターのイラスト等や着ぐるみ等について、3.（1）・（2）に掲げるもの以外の方法で活用しようとする場合（メインキャラクター以外のキャラクターに国や府の肩書等を付与する場合（すでに付与している場合を除きます。）等）は、事前に府政情報室あて、ご相談下さい。

（4） キャラクターの知的財産上の保護措置などについて

周知・啓発用グッズ等については、当該グッズ等を有償で配布するのか、無償で配布するのかを問わず、商標法上の商標的な利用に当たる場合があります。このため、キャラクターについて、商標登録を行うなどの知的財産上の保護措置を十分に講じずに、周知・啓発用グッズ等を作成し、配布すること等については、法的なリスクを伴うため、慎重な判断が必要です。

（5） キャラクターの新増設について

① 公式キャラクター・準公式キャラクター関係

公式キャラクター及び準公式キャラクターの新設又は増設は、行わないこととします。

真に止むを得ないものとして、公式キャラクター及び準公式キャラクターの新設又は増設を行おうとする場合は、副知事に諮り、判断することとします。

② 関連キャラクター関係

関連キャラクターを新設又は増設された場合には、府政情報室への情報提供をお願いします。

【IV】 大阪府のキャラクター（公式キャラクター、準公式キャラクター、関連キャラクター）以外のキャラクターの取扱いについて

大阪府のキャラクター（公式キャラクター、準公式キャラクター、関連キャラクター）以外のキャラクター（国のキャラクター、他の自治体のキャラクター、民間企業のキャラクターなど）のイラスト等や着ぐるみ等については、基本的には 3.（1）～（3）における公式キャラクターの取扱いに準ずるものとします。

附則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

別表1 公式キャラクター(府が管理等) 9体6組(★:本体・着ぐるみあり(6体5組))

イラスト						
名前	もずやん (広報担当副知事)	タッピー (府税)	すこやん (子育て支援)	モットちゃん・キツちゃん (環境)	みずつつ、ひかるつつ、だいち (箕面森町第1区域内の保留地販売促進)	なみのすけ (防災)
所管課	府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課	財務部 税務局税政課	福祉部 子ども室子育て支援課	環境農林水産部 みどり・都市環境室 地球環境課	都市整備部 市街地整備課	都市整備部 西大阪治水事務所 (津波・高潮ステーション)

別表2 準公式キャラクター(指定管理者等が管理等) 35体11組(★:着ぐるみあり(5体))

イラスト											
名前	くらたん (府立青少年海洋センター)	キューブくん (大坂国際会議場)	ビッグバンキャラクター ワニタン 時空飛行船 フロンティア号クルー ペアル、メロウ、ボラリス、ロージィ、ロッタ、ベッキー、 ダグ、デューク、ロビン、チョロ、ポー、ミー	エルちゃん (府立労働センター)	フルル (府立花の文化園)	せりちゃん (府中央卸売市場)	パーキ君 (府営公園)	トンボのキャラクター ※名称なし (府営公園)	なみはやと ※他2体名称なし (府立門真スポーツセンター)	少年自然の家にすむ 森の妖精 クリプト、ミエリア、パンプ、 しーちゃん、しい爺、タケノ コ3兄弟(ター坊、ケーちゃん、 ノッコ)、お松ばあさん、 黒松じいさん	カイト、リュウさん (府立弥生文化博物館)
所管課	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課	府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	福祉部 子ども室 子育て支援課	商工労働部 雇用推進室労政課	環境農林水産部 農政室推進課	環境農林水産部 中央卸売市場	都市整備部 公園課	都市整備部 公園課	教育委員会 教育振興室 保健体育課	教育委員会 市町村教育室 地域教育振興課	教育委員会 文化財保護課 (弥生文化博物館)

別表3 関連キャラクター(実行委員会等が管理等) 25体7組(★:着ぐるみあり(5体))

イラスト							
名前	安全なまちづくり シンボルマーク (通称:安全くん)	OSAKABob その他11キャラクター	マウテ君	アイやん、なうち	フーちゃん、ケンちゃん、 ベジ博士	未定	ほめパッチン、ココロン、 しかり屋文楽、 ユースケ&Mr.モア
所管課	政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課	府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	健康医療部 保健医療室 医療対策課	健康医療部 保健医療室 医療対策課	健康医療部 保健医療室 健康づくり課	都市整備部 安威川ダム建設事務所	教育委員会 教育総務企画課